

大雨による南予地域の企業の被害状況
(7月10日15時現在)

※対象企業：南予地域の大手・中堅企業57社

県内企業で南予地域に本社を有する企業及び県外企業で工場、事業所を有する企業のうち、製造業は従業員概ね50名、製造業以外は従業員概ね100名以上の企業。

○対象企業57社中

被害あり：21件、被害なし：31件、電話不通：5件

○被害あり21社中

現時点の操業不可 14件、(一部)操業中7件

○操業不可 14社中の市町別

大洲市：7件、西予市：3件、宇和島市：4件

○操業不可 14社中の被害内容 (のべ件数)

浸水：11件、断水：5件、停電・漏電：3件

※下線箇所は、7月9日の災害対策本部会議からの時点修正。

(7月9日時点で電話不通となっていた3社と連絡が取れ、いずれも、被害あり(床上浸水)、操業不可であった。)

愛媛県中小企業振興資金融資制度の緊急経済対策特別
支援資金における災害の指定について
(平成 30 年 7 月豪雨対応)

30. 7. 10

- 1 愛媛県中小企業振興資金融資制度の緊急経済対策特別支援資金の融資対象者に、「平成 30 年 7 月豪雨」の影響を受けた事業者を追加するため、同豪雨を指定災害とし、影響を受ける中小企業者の円滑な資金調達を図ることといたしたい。
- 2 これにより、同豪雨の被災事業者のみならず、取引先の被災により売掛金債権等の回収が困難となった事業者も同資金の融資対象者とすることができる。

【融資条件】

- ・ 融資限度額：(運転) 5,000 万円
- ・ 融資期間：7 年以内
- ・ 融資利率：年 1.65%

【参考】

愛媛県中小企業振興資金融資制度要綱から抜粋

(1)の3 知事が指定した災害等(以下「指定災害」という。)の影響を受けて事業活動に支障を生じ、次に掲げる要件のいずれかに該当する者

ア 指定災害の影響により、営業、操業等を短縮し又は停止していること

イ 指定災害の影響により、最近1か月間の売上高が前年同期に比して3パーセント以上減少し、又は減少することが見込まれる者

ウ 指定災害の被害を受けた企業に対する売掛金債権等が回収困難になるなど、緊急的な資金を必要としていること

労働関係の国の取組み

1 愛媛労働局災害対策本部の設置

7月9日 愛媛労働局が災害対策本部を設置(広島・鳥取・岡山労働局も設置)

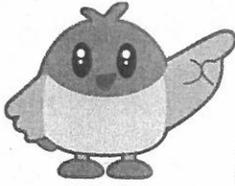
2 労災保険関係

- ・大雨被害のため、労災保険の給付申請に当たって必要な事業主証明や医療機関の証明が受けられない場合も申請を受理する措置。(7/9)
- ・今年度の労働保険料の申告・納付期限が6月1日～7月10日となっているところ、納付猶予措置(1年以内)を実施。(7/9)

3 雇用保険関係

特例的な失業給付の支給

災害救助法の適用を受け、災害の影響を受けて事業所が休業する場合に一時的な離職を余儀なくされた方(再雇用の予定あり)に対して雇用保険失業等給付(基本手当)を支給する特別措置を実施。(7/9)



愛媛県消費生活センターからお知らせ

平成 30 年 7 月豪雨による災害で被災された皆様へ、心よりお見舞い申し上げます。

大規模災害が発生すると、災害に便乗した悪質商法による消費者被害が発生する傾向にあります。

困ったときやトラブルが生じた場合は消費生活相談窓口にご相談ください。

悪質商法にご注意ください！！

過去の災害時には以下のような便乗商法が発生しています。

- 「当社と被災家屋の修理契約をすれば、行政から補助金が出る」などと虚偽の勧誘を行い、壊れた住宅の修理を契約させる。
- 「損害保険等による保険金を利用できる」と保険金申請の手続き代行から工事まで請け負うという契約をさせて、高額な手数料や解約料を請求する。
- ボランティアや公的機関を装い「何か困っていることはありませんか」「清掃に来ました」などと訪問し、頼んだ後で高額な料金を請求する。
- 電力会社などを名乗り「災害後の点検」と言って訪問し、災害による修理と称して高額な料金を請求する。

アドバイス

○知らない人が訪問してきたら用件を確認し、不審な場合は絶対に家の中に入れてないようにしましょう。工事を勧められても、すぐに契約せず、家族などと相談しましょう。

○損害保険等の保険料を利用した工事を検討する場合は、まず自分で保険会社に相談してください。

○困ったときやトラブルが生じた場合はお近くの消費生活相談窓口にご相談ください。

愛媛県消費生活センター

089-925-3700

受付時間／月・火・木・金 9:00~17:00 水 9:00~19:00

(祝日・年末年始を除く)

消費者ホットライン 188 (いやや)

※お近くの消費生活相談窓口につながります。

災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-Net) の
受入れについて

1. D. Waste-Net とは

D. Waste-Net は、環境省からの協力要請を受けて、災害の種類・規模に応じて、災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に行われるよう自治体を支援する専門家による人的支援ネットワーク（有識者、自治体関係者、関係機関の技術者、関係団体等で構成）

2. 今回派遣される職員（5名）

○環境省関東地方事務所 1名

○環境省四国事務所 2名

○（一財）日本環境衛生センター東日本支局 2名

3. 活動期間

平成30年7月10日（火）～7月17日（火）

※17日以降も、派遣メンバーは随時交替し現地で活動を継続。

4. 活動内容

県災害対策本部南予地方局本部（南予地方局）を拠点に、災害救助法の指定を受けた宇和島市、大洲市、西予市、松野町、鬼北町を訪問し、仮置き場の設置・運営、分別方法の周知、処理困難物への対応方法、災害廃棄物の処理に関する現地指導を行う。

特に、仮置場については、今週末からの3連休に大量の災害廃棄物の搬入が予想されるため、現地を確認し、しっかりとした態勢整備に努めたいとしている。